

2012年2月9日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

経済産業大臣 枝野 幸男 様

文部科学大臣 平野 博文 様

法務大臣 小川 敏夫 様

原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン  
原水爆禁止日本国民会議  
アジア太平洋資料センター (PARC)  
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト  
全国労働安全衛生センター連絡会議

貴職らの日ごろのご活躍に敬意を表します。

福島第一原子力発電所の事故から1年が経ちました。国や電力会社などが「想定していなかった」事態に対して、懸命の復旧作業が行われてきました。一方で現場では必然的に「想定していない」形での被ばく労働を余儀なくされ、法令等もその都度対応を迫られてきました。被ばく労働を少しでも減らし、それによる健康被害を防ぐために、率直な情報交換と問題解決のために下記の通り申し入れますので、ご回答よろしくお願い致します。

## 記

### 1 事故収束作業従事者の国家への貢献について

- ① 3月11日以降の事故収束作業に従事した(している)労働者が国家に対してどんな貢献をしているのか各省庁の見解を明らかにすること。【全省庁】

### 2 「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による線量に係る指導について」(基発0428第1号)について

- ① 上記通達をめぐる質疑の中で、「被ばく労働をしたがっている労働者がいるんですよ。みなさんは知らないのですか」(2011年6月17日、厚生労働省労働衛生課)という発言について、その職員は、いつ、誰から、どのような、何人ぐらいの労働者がそのように考えていると聞いたのかを明らかにすること。【厚生労働省】

- ② 上記通達をめぐる質疑の中で、被ばく労働の規制が、「権利侵害であり不利益変更になる」（2011年12月21日、厚生労働省労働衛生課）という発言について、その法的根拠となる判例や行政通達を明らかにすること。【厚生労働省】
- ③ 上記通達の「福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業」の定義および具体的内容を明らかにすること。【厚生労働省】

### 3 福島第一原発における被ばく労働の情報開示について

- ① 2012年1月31日に東京電力が発表した、緊急作業に従事した作業員の被ばく線量の資料によると、外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値が50ミリシーベルトを超える労働者は、11月末からさらに26名増えて、857人に上る。これらの労働者は1年を満たさないうちに、電離放射線障害防止規則の1年間の上限を超えているのであるから、どのような作業によって被ばくを余儀なくされたのかを全て明らかにさせること。

【厚生労働省】

- ② 厚生労働省が東京電力に報告させた、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る高線量被ばく作業及び高線量被ばく作業の洗い出し及び被ばく低減対策に関する報告について」（中間報告、ママ、追加）（各報告平成23年9月30日、同年10月14日、同年10月21日付け）で、非開示となったものを全て開示し直すこと。

【厚生労働省】

- ③ 事故当日から現在に至るまで、福島第一原子力発電所の収束作業中における、作業員の事故、疾病、救急車搬送の状況について明らかにすること。具体的には(1)どのような場所で(2)どのような作業をしているときに(3)どのような物又は環境に(4)どのような不安全な又は有害な状態があつて(5)どのような災害が発生したかを詳細にすること。うち労災請求された件数と私傷病として扱われた件数を明らかにすること。

【厚生労働省】

- ④ 福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質の除去作業における、作業員の事故、疾病、救急車搬送の状況について明らかにすること。具体的には(1)どのような場所で(2)どのような作業をしているときに(3)どのような物又は環境に(4)どのような不安全な又は有害な状態があつて(5)どのような災害が発生したかを詳細にすること。うち労災請求された件数と私傷病として扱われた件数を明らかにすること。

【厚生労働省】

- ⑤ 『文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について』(2011年9月30日発表)はプルトニウム 238、239+240、及びストロンチウム 89、90 の核種分析の結果であるが、プルトニウム 241 は 1.2 兆ベクレルも放出されている(経産省安全・保安院の試算)にもかかわらず、今回の検出結果として分析、公表していない。

プルトニウム 241 の分析が無いにもかかわらず、「プルトニウムの 50 年間積算実効線量は非常に小さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム 134、137 の沈着量に着目していくことが適切である」(同発表)とどうして言い切れるのか? 1.2 兆ベクレル放出したとされるプルトニウム 241 についても文部科学省は言及し、厚生労働省は放射性物質の蓄積量が高い危険な地域で働く作業員の安全衛生に役立てること。【文部科学省・厚生労働省】

- ⑥ ステップ 2 の終了後、それ以降も継続する高線量被ばく作業を(定常作業、非定常作業)は具体的にどのような作業かを明らかにすること。富岡労基署に提出させていた「緊急作業における放射線作業届」による事前チェックは 2011 年 12 月 16 日のステップ 2 終了後も行われるのか。書面による事前チェックだけでなく、随時労働基準監督官等による臨検監督を通じて作業現場の実態把握と指導監督が行われなければならない。これまでの福島第一原発での臨検監督実施状況について明らかにすること。【厚労省】

#### 4 労災補償と賠償について

- ① 厚生労働省は、電離放射線による健康被害の労災認定についてのパンフレットを作成して、福島第一原発の緊急作業に従事した労働者および原発内被ばく労働者全員に配布すること。【厚生労働省】
- ② 文部科学省は、労災保険請求や業務上認定のなかった時から認定基準を作成した労働省(当時)を見習って、被ばく労働などによる晩発性の健康被害の賠償基準を明確に定めること。【文部科学省】
- ③ 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」では「精神的損害」が項目としてあげられている。原子力災害の収束を担った作業員の中に、放射線による健康影響の不安を持ちつつ作業にあたり、就業終了後も不安を抱えている者がいることは否定できない。中間指針の精神的損害は作業員も対象になるのか明らかにすること。【文部科学省】
- ④ 迅速な救済を図るため、上記の基準に適合した者には国が賠償金の支払いを代行し、国が東京電力に求償すること。また、東京電力の財政状況と社会的・道義的責任を勘案し、他の電力事業者とプラントメーカーにも原子力事業によって便益を享受してきたこと

を踏まえて、賠償金の一部支払いを担わせることができる法律を整備すること。

【全省庁】

- ⑤ 昨年 9 月 13 日の大臣定例記者会見で、被ばく労働の労災補償をめぐって記者とやりとりがあったが、労災認定基準を改正しないで指針によって補償の考え方を明らかにするという意味がよくわからない。現在の検討状況を説明するとともに、その検討過程を完全公開して行うこと。【厚生労働省】
- ⑥ 法務省は 2012 年 1 月 15 日発売の『判例タイムズ』（第 1359 号）で、「規制権限の不行使の問題は、被害回復の側面で国の後見的役割を重視して被害者救済の視点に力点を置くと、事前規制型社会への回帰と大きな政府を求める方向につながりやすい。それが現時点における国民意識や財政事情から妥当なのか否かといった大きな問題が背景にあることにも留意する必要がある」と見解を示している。法務省はこの見解を踏まえて、昨年 3 月 11 日以降の原子力事故の収束作業にあたる労働者の問題にどのようにあたっていくのかを明らかにすること。他の省庁もこのような見解をもとに行政運営にあたっているのか否かを明らかにすること。【全省庁】

## 5 健康管理と教育について

- ① 放射線管理手帳を法的な根拠をもった制度に改めること。【厚生労働省】
- ② 労働安全衛生法の健康管理手帳制度に放射線被ばくを入れること。なお、被ばく労働者の雇用関係からいって、退職時の交付は現実的ではないので、5 ミリシーベルト以上被ばくした時点で交付すること。【厚生労働省】
- ③ 現在公表されているだけで、原発事故の収束作業で 4 名の方が、除染作業で 2 名の方が亡くなっている。うち 3 名の方の死因は「急性心筋梗塞」と公表されている。これほどの死亡件数は、放射線被ばく労働が、放射線による影響に限らず、相当危険な作業であることの証左である。現在、政府として原発事故の収束作業および除染作業に従事する作業者の安全衛生に対して行っている施策を具体的に全て明らかにすること。

【厚生労働省】

## 6 除染作業における被ばく管理等について

- ① 除染則の基本的考え方と周知のやり方について明らかにすること。【厚生労働省】
- ② 線量管理については、平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  以下でも個人線量計を配布して線量管理を徹底させるよう指導すること。【厚生労働省】

- ③ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の届出義務がない除染作業現場についても立入り調査を実施するよう都道府県労働局に指示すること。【厚生労働省】
- ④ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の除染作業現場で働いた作業者についても5項目全部の健康診断を実施させるよう指導すること。【厚生労働省】
- ⑤ 大熊町では国による除染モデル事業が行われており、国はこれをもとに除染作業の実施方針を作成するものと考えられる。このモデル事業の内容、線量管理の方法、事前調査・作業計画の内容、内部被曝防止措置の内容、事前教育の内容について明らかにし、モデル事業の結果得られた評価について具体的に明らかにすること。【厚生労働省】
- ⑥ 中古車市場では高汚染中古車が様々な経路で流通過程に入り込んでおり、このような車両が突然現れるため、運送に従事する労働者に不安を与えている。輸出入の労働現場では、業者内で環境測定などを担当している者がボランティア的に運ばれて来た車両の線量測定をするなどを行っているが、いわば動くホットスポットと化した車両が予測を許さず突然やってくる状況になっている。これは、電離則で想定するような放射性物質が一定区域に集約されて被曝の危険性が予想される場合とは異なり、除染則で想定するような放射性物質が環境中広範囲に比較的均質に分布している場合とも異なる。この場合は、どのような基準で労働現場の安全を確保するものと考えているのか。また、現在はこのような労働現場での被曝防止措置は現場任せになっているが、上記基準を周知・実施するために、国による業者への具体的な指示をどのように考えているか。【厚生労働省】